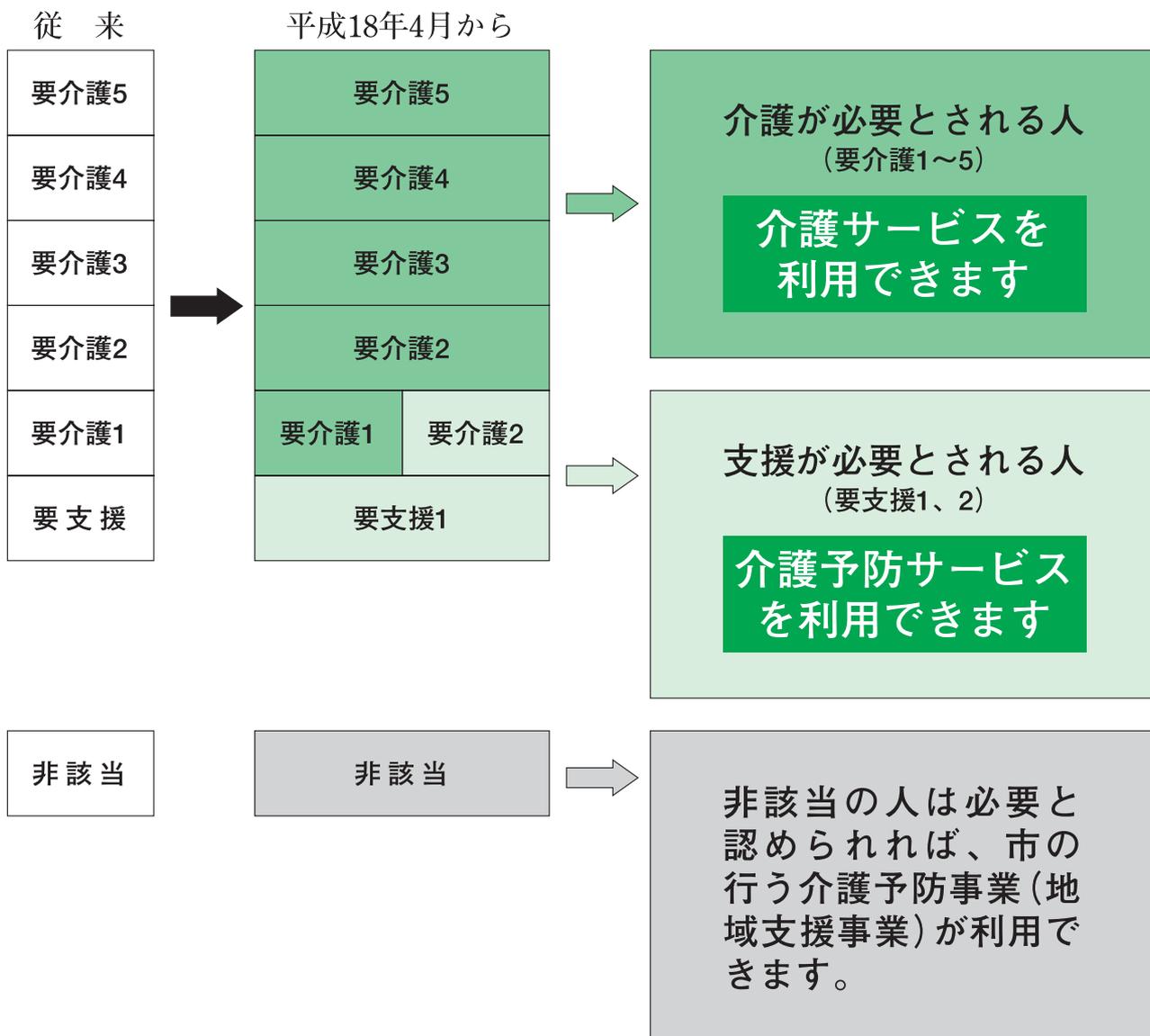


# 介護認定結果の通知

原則として申請から30日以内に、市から認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。



※4月の改正前に認定や更新を受けた人は、4月以降も有効期間までは、改正前の区分でサービスが利用できます。



## ケアプランの作成

要介護1~5と認定された人は、在宅サービスと施設サービスのどちらを利用するかを選択し、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービスケアプランを作ります。  
要支援1、2と認定された人は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成します。